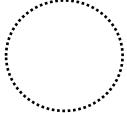


年 月 日

日本海カントリークラブはまなす会々員として入会いたしたく規約了承のうえ、下記の通り申し込みます。

フリガナ				性別	印	
氏名				男		
				女		
生年月日	昭和・平成	年	月	日	年齢	才
住所	〒 —					
	TEL			携帯		
	FAX			E-mail		
勤務先				役職名		
勤務先住所	〒 —					
	TEL			E-mail		
	FAX					

記載されたお客様の個人情報、お客様に対するサービスに関するご案内その他、業務上必要なお問い合わせの為の書類等を送付するために利用させていただきます。

<会員規約>

- はまなす会（以下「本会員」という）
本会員は、「日本海カントリークラブ」（以下「本ゴルフ場」という）土曜日・日曜日・祝日（祝日扱いを含む）を除く全ての平日の営業時間内に限り、優待料金でプレーできるものとします。優待料金は申込者本人のみ有効で、資格は譲渡できません。
- 有効期間
4月1日から翌年3月末日までの1年間とします。
- 入会申込
① 入会申込書、誓約書に必要事項を記入の上、年会費を添えてお申込み下さい。
② 申込者は、はまなす会への入会申込をもって本規約に同意したものとみなします。
③ 本ゴルフ場は、株式会社日本海カントリー（以下「運営会社」という）が定める基準に基づいて入会審査を行います。なお、入会を承認されなかった場合、前記①は返還すると共にその理由は一切開示しません。
- 本会員は、本規約および運営会社が定める諸規定を厳守するものとします。
- 本会員が下記の事由の一に該当した場合、本ゴルフ場又は運営会社は本会員の会員資格を取り消すことができます。なお、本会員が会員資格を喪失した場合、支払済みの年会費の返還はできません。
① 本クラブの諸規則に違反したとき。
② 本クラブの名誉を傷つけ、本クラブの秩序を乱した行為があったと認められたとき。
③ 入会申込書に意図的に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
④ 本クラブの会員として相応しくないと会社が認められたとき。
⑤ 暴力団、暴力団準構成員、その他公序良俗に反する団体に属する構成員であることが判明したとき、又はこれらの者を同伴及び紹介したとき。
⑥ 犯罪行為によって禁固以上の実刑判決を受けたとき。
⑦ その他の本条各号に準ずる行為で社会通念上、本クラブの規律維持のため相当と認められたとき。
- お客様より申込みに際して開示された個人情報は、以下のように取扱います。
① 会員管理、申込処理及びその他の営業並びにマーケティング活動目的に利用します。
② 運営会社及びそのグループ会社と共有します。
③ 運営会社が定める個人情報保護方針に基づいて厳重に管理されます。

以下日本海カントリークラブ記入欄

入会年月日	年	月	日
ビジター番号			
会員番号			